

入間市税条例及び入間市都市計画税条例改正要旨

〔 固定資産税及び都市計画税 〕

＜入間市税条例第 7 3 条の 2、附則第 1 2 条、入間市都市計画税条例附則第 2 項＞

◆固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等

- 民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に登記される事項が新たに追加されること等に伴い、登記所から市への登記情報に係る通知事項にDV被害者等の住所に代わる事項が追加されたため、固定資産課税台帳に記載されている事項（住所等）について証明書等の交付をすることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、一定の措置を講じた上で交付をすることができることを明確化したもの。

◆ 固定資産税（土地）の課税の特例

- 土地に係る負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の 2. 5 %とする改正。

※ 都市計画税も同様。

〔 その他 〕

＜入間市税条例第 4 8 条、入間市税条例附則第 1 0 条の 2、入間市都市計画税条例附則第 1 3 項＞

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正